

議員定数等に係る検討の視点

議員定数等の考え方について、これまでの考え方を踏まえ、次のとおり検討の視点を整理した。

なお、議員定数等を条例で定める際は、最近の国勢調査の結果による人口を用いる必要があるが、令和7年国勢調査の結果は令和8年に公表が予定されている。そのため、議会改革検討会議では、国勢調査の結果の公表前に、県人口統計調査結果を用いて暫定的な議論を行う。

1 総定数の考え方について

(1) 常任委員会中心主義

- 県議会が果たすべき役割を踏まえ、これまでの「常任委員会中心主義」を引き続き尊重していくべきか。

(2) 常任委員会数、各委員会に配当される委員数

- 県に対する行政需要が増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中で、常任委員会の数や委員数はどうあるべきか。

(3) 令和7年国勢調査の結果を見据えた検討

- 県人口統計調査結果から推計すると、次回（令和9年）の一般選挙に向けては、県人口が微減傾向となることを見込まれる中で、総定数をどう考えるべきか。

2 選挙区の考え方について

(1) 地域代表的性格を支える選挙区のあり方

本県には、3つの政令指定都市が所在するなど様々な地域的差異があり、人口変動が著しい選挙区もある。

- 公職選挙法の規定や憲法の要請する投票価値の平等に配慮しつつ、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべきか。

(2) 周知期間

これまで、選挙区のあり方に重要な変更を行う場合には、選挙民の利益等を考慮し、少なくとも1年程度の周知期間を設ける必要があるとしてきた。

- 令和7年国勢調査結果の確定値は令和8年秋頃に公表される予定のため、1年程度の周知期間を設けることはできないので、公表され次第速やかに、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を改正し、できる限り長く周知期間を設けるとの考えでよいか。